

入会申込手続要領

「日本消費者法学会」（以下「本学会」とします。）は、消費者法の研究者及びこれに関わる実務家、その他消費者問題につき学問的関心を有する者相互の連携と協力を促進し、この分野の研究発表や情報交換の場を提供することを通じ、国際的視野に立って、消費者法の学問及び実務の発展に寄与することを目的として、活動を行っております。

本学会の目的にご賛同くださり、ご一緒に本学会の活動を支えて頂ける会員を広く募ります。

ご入会をご希望なされる方は、本申込手続要領に沿って、お申し込みを頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 会員の種類及び資格

正会員 消費者法、消費者問題またはこれらに関連する分野の研究または実務に従事する者

準会員 消費者法、消費者問題に学問的または実務的関心をもち、本会の目的にご賛同する者

賛助会員 本会の目的にご賛同し、本会の事業に寄与すると認められる法人その他の団体または個人

※ 本学会の趣旨、目的にご賛同頂ける方であれば、消費者法あるいは消費者問題以外の専門分野に関わっておられる方でも、会員となることは差し支えありません。

※ 消費者法、消費者問題に関心があるが、積極的に研究に従事し、その成果を発表することまでは考えておられない方にも広くご参加頂けるようにするために、「準会員」という会員種別を設けることにしました。準会員を設けましたのは、関心と意欲をお持ちの方の会費の負担を少なくし、本学会に参加することを通じ、消費者法や消費者問題に対する見識を深めて頂ける機会を広く提供することを目的としておりますので、関心や意欲をお持ちの方の多数のご参加を期待します。

2. 入会手続

- ① 本学会の規約案を必ずお読みください。特に、本学会の目的（3条）、事業（4条）、会員（6条）を確認して下さい。
- ② 正会員の入会には正会員1名の推薦が、準会員の入会には正会員または準会員1名の推薦が必要となります（規約7条）。
- ③ 入会申込書は、事務局あてに郵送してください。
- ④ お申し込みをされた方につきましては、理事会において審査を行い、入会を承認された場合には、会費の振込先・期限をご通知しますので、会費を指定の口座にお振り込み下さい。
- ⑥ お振込み確認後、会員登録をし、会員登録通知を発送いたします。

3. 年会費

正 会 員 会費 7000 円 (年間) (大学院生 4000 円)

準 会 員 会費 3000 円 (年間)

賛助会員 会費 2 万円 (年間)

4 入会申込書送付先 (入会に関するお問合せも事務局へお願いします)

日本消費者法学会事務局 (担当 野間)

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

(株)民事法研究会内

TEL 03-5798-7238 FAX 03-5798-7278